注１　（略）
（削る）

注２　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢については、通院対象者（同一建物居住者に限る。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注３　注１及び注２に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、医療観察複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１日を限度とする。
イ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合
⑴　１日に１回の場合　450点
⑵　１日に２回の場合　900点
⑶　１日に３回以上の場合　1,450点
ロ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合
⑴　１日に１回の場合　380点
⑵　１日に２回の場合　760点
⑶　１日に３回以上の場合　1,240点
ハ　（略）
（削る）

注４　注１及び注２に規定する場合であって、急性増悪等により長時間の訪問を要する者に対し、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等が、長時間にわたる医療観察訪問看護・指導を実施した場合には、医療観察長時間精神科訪問看護・指導加算として週１回に限り、所定点数に520点を加算する。

注５　医療観察精神科訪問看護・指導料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週５回、それ以外の場合にあっては週３回を限度として、患者１人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注１及び注２に規定する場合であって、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪し、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

注６　注５ただし書の通院対象者について、更に継続した医療観察精神科訪問看護・指導が必要と医師が判断した場合には、急性増悪した日から１月以内の医師が指示した連続した７日間（注５ただし書に規定する期間を除く。）については、１日につき１回に限り算定することができる。

注１　（略）

注２　医療観察精神科訪問看護・指導料㈡については、通院対象者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所している複数のものに対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等を訪問させて、同時に看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注３　医療観察精神科訪問看護・指導料㈢については、通院対象者（同一建物居住者に限り、注２に規定する通院対象者を除く。）又はその家族等に対して、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注４　注１及び注３に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の保健師等、准看護師又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１回を限度とする。

イ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が他の保健師等と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合　450点
（新設）
（新設）
（新設）
ロ　所定点数を算定する医療観察精神科訪問看護・指導を行う保健師等が准看護師と同時に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合　380点
（新設）
（新設）
（新設）
ハ　（略）

注５　注２に規定する場合であって、看護・指導時間が３時間を超えた場合は、３時間を超えた時間について、５時間を限度として１時間又はその端数を増すごとに所定点数に40点を加算する。

注６　注１及び注３に規定する場合であって、急性増悪等により長時間の訪問を要する者に対し、指定通院医療機関（令第１条各号に掲げるものを除く。）の保健師等が、長時間にわたる医療観察訪問看護・指導を実施した場合には、医療観察長時間精神科訪問看護・指導加算として週１回に限り、所定点数に520点を加算する。

注７　医療観察精神科訪問看護・指導料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあっては週５回、それ以外の場合にあっては週３回を限度として、患者１人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注１及び注３に規定する場合であって、当該通院対象者が服薬中断等により急性増悪し、医師が必要と認め指示した場合には、当該急性増悪した日から７日以内の期間について、１日につき１回に限り算定することができる。

注８　注７ただし書の通院対象者について、さらに継続した医療観察精神科訪問看護・指導が必要と医師が判断した場合には、急性増悪した日から１月以内の医師が指示した連続した７日間（注７ただし書に規定する期間を除く。）については、１日につき１回に限り算定することができる。